

懲戒処分の公表

令和2年7月3日

豊橋市長 佐原 光一

豊橋市水道事業及び下水道事業管理者
上下水道局長 山本 晋

下記のとおり懲戒処分を行ったので、「豊橋市職員の懲戒処分の公表基準」に基づき公表します。

所属の部局	財務部
職種又は職務の級	主事
年齢	26歳
性別	男
処分内容	減給10分の1を1月
処分理由（事案概要）	
（概要）平成31年4月14日（日）午後2時30分頃、私用のため運転中、豊橋市春日町1丁目付近の交差点で、一時停止の標識を見落とし、相手方車両に衝突、横転させ、乗員3名に怪我を負わせた。	
（処分理由）地方公務員法第33条「信用失墜行為の禁止」違反。 地方公務員法第29条第1項第1号「法律に違反した場合」及び第3号「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合」に該当。	
処分年月日	令和2年7月3日

所属の部局	上下水道局
職種又は職務の級	技師
年齢	28歳
性別	男
処分内容	戒告
処分理由（事案概要）	
（概要）平成30年6月7日（木）午後5時40分頃、帰宅途中に国道23号線大清水インター付近にて、不注意により前方の車両に衝突し、相手方に怪我を負わせた。	
（処分理由）地方公務員法第33条「信用失墜行為の禁止」違反。 地方公務員法第29条第1項第1号「法律に違反した場合」及び第3号「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合」に該当。	
処分年月日	令和2年7月3日